

令和7年度桶川市工事等請負業者審査委員会運営方針

令和7年4月1日

本市が行う建設工事等の競争入札において、公正性・透明性の向上と確立、適正な競争性の確保、市内業者への受注機会の拡大配慮・育成等を推進するため、令和7年度の工事等請負業者の審査に当たって下記のとおり方針を定める。

記

1 関係例規の遵守

工事等請負業者の審査にあたっては、次の例規を遵守する。

- (1) 桶川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則
- (2) 桶川市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則
- (3) 桶川市工事等請負業者審査委員会規程
- (4) 桶川市建設工事指名業者選定要領
- (5) 桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領
- (6) 桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱

2 指名競争入札に係る指名業者の選定

桶川市工事等請負業者審査委員会規程第2条第1号による指名業者の選定は、適正な競争原理のもとに、公平性、競争性を確保し、次の基準により行うものとする。

(1) 市内業者の優先

指名業者の選定にあたっては、桶川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則第15条及び桶川市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則第13条の定めによるものとし、原則として市内業者・準市内業者を優先する。

※「市内業者」とは、市内に本社を有する法人又は市内で事業を営み、かつ、住所を有する個人

※「準市内業者」とは、市外に本社を有し、市内に有する事務所又は事業所（現場事務所は除く。）について分割法人として法人市民税の申告がされている法人又は市外に住所を有し、市内で事業を営む個人

(2) 工事等請負業者の指名業者数

工事等請負業者の指名業者数については、原則として次の表によるものとする。

設 計 金 額（消費税相当額を含む）	指名業者数
500万円以下（入札対象の場合）	4者
500万円 超 2,000万円以下	6者（8者）
2,000万円 " 5,000万円 "	7者（9者）
5,000万円 " 8,000万円 "	8者（10者）
8,000万円 "	10者（12者）

※指名業者数の（ ）は、工事等担当課(所)長 から推薦される指名業者数。

(3) その他

工事等担当課（所）長は、指名業者推薦書を審査委員会開催日の7日前までに契約管財課長へ直接提出しておくものとする。

3 ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施

ダイレクト型制限付き一般競争入札については、桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり運用する。

(1) 対象工事等

実施要領第3条の規定により、対象工事等は原則として設計金額1,000万円以上の建設工事とする。

(2) 入札参加資格要件の決定

実施要領第5条の入札参加資格要件は、上記「2 指名競争入札に係る指名業者の選定」に準じて決定する。

4 ダンピング対策

最低制限価格制度は、桶川市建設工事等最低制限価格制度取扱要綱第2条の規定により、競争入札の設計金額が130万円を超える建設工事並びに設計金額が500万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量の業務を対象に適用する。

5 工事の平準化対応

次年度予算での発注案件について、早期発注を予定しているものについては、発注課の要請により、現年度の桶川市工事等請負業者審査委員会において審議することができることとする。

6 週休2日制モデル工事の試行

令和6年度から実施している週休2日制モデル工事を引き続き試行するものとする。

※令和7年度から営繕工事も対象とした。

7 一抜け方式

市内企業の受注機会の確保や不可抗力による履行遅延等のリスクを分散化することを目的に一抜け方式を実施する。なお、一抜け方式は、原則として埼玉県の「建設工事等における一抜け方式の取扱い」に準じ実施するものとし、指名業者数については、一抜け方式を適用する一連の入札において〔規定の指名業者数＋入札案件数－1〕以上を確保するものとする。